

## 学校と地域の体制整備をするよさはなに？

- ▶1 コミュニティ・スクールは、既存の教育振興運動や学校評議員制度、いわて型コミュニティ・スクール等の体制や取組による連携・協働をさらに継続推進するための組織的・継続的な体制として機能します。
- ▶2 コミュニティ・スクールによって、保護者・地域住民は子供たちの教育の当事者意識が高まり、責任感を持って積極的に子供への教育に携わることができるようになります。
- ▶3 子供たちにとって、学びや体験活動が充実します。保護者や地域住民等にとって、学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながります。



## 学校と地域の体制整備を推進する際に配慮することはなに？

### 1 関係者への十分な周知を図ること

本県でめざす連携・協働は、「広い関係者の参画による推進」です。そのためには、一部の関係者だけではなく、学校、地域住民、保護者等、それぞれの各関係者が、本県でめざす連携・協働の姿、その方策、趣旨や内容等に関して十分理解を図りながら進めることが大切です。そのためには、教育委員会が主催する各関係者への研修会開催や人材育成研修会の実施、学校から保護者や地域住民へ向けた広報活動を充実させていくことも大切です。

### 2 教育委員会がリーダーシップを発揮すること

連携・協働の推進は、市町村教育委員会が域内の地域と学校の連携・協働の状況、その体制等の実状を的確に把握することから始まります。そのことを踏まえて、例えば、「学校評議員制度」を取り入れている市町村では、「評議員」に新たな関係者を加えて「学校運営協議会」に発展させたり、取り入れていない市町村では、地域住民等の中から校長が新たに「学校運営協議会」の組織を立ち上げたりすることも考えられます。また、「学校運営協議会制度」を進めている市町村では、学校運営協議会委員やコーディネーターの報酬等を国の補助金の活用で充てている例もありますが、持続的な連携・協働の推進のためには、今後、各市町村において財政的措置も併せて検討を進めることが必要となります。



### 3 「学校教育主管課」と「生涯学習・社会教育主管課」とが連携・協働すること

教育委員会がリーダーシップを発揮するためには、「学校教育主管課」と「生涯学習・社会教育主管課」の両方が、相互の取組やその効果を十分理解して一体的に施策を展開することにより、「社会総掛かりでの教育の実現」の目的が果たされると考えられます。

### 4 関係者の人材確保・人材育成を図ること

体制を整備するにあたり、「人材が不足している」という課題も指摘されているところですが、市町村によっては、人材確保・育成に向けて工夫した取組がなされているところがあります。例えば、地域の体制を整備するにあたり、コーディネーターやボランティアの確保に向けて、地域住民の方々に様々な機会に学校に招いて、「学校へのお手伝い」ではなく、子供たちと活動と一緒にいふれ合うことによって楽しさを感じてもらったり、まずは地域住民が学校の活動に興味・関心をもってもらうことから始めている取組があります。

### 5 コーディネート機能が発揮されるようにすること

学校運営協議会で話し合われた学校運営に必要な支援を、実効的かつ円滑に実施するためには、その地域窓口となる「コーディネート機能」が不可欠となります。したがって、地域の体制整備にあたっては、特にコーディネーター配置の方策についても検討することも大切です。教育振興運動（事務局）が地域の体制として更に機能するよう発展・拡充させる場合は、教育振興運動の事務局組織の中から、地域の方にコーディネーターとしての役割をお願いする方法も考えられますが、一部の過負担とならないように地域の方数人でチームを組んで進めることや、これまで事務局を担ってきた副校長等の学校関係者が必要に応じてそのチームに助言・支援にあたるなどの工夫や配慮も大切となります。なお、コーディネート機能が十分発揮されるためには、地域の窓口となるコーディネーターとともに、学校の窓口となる担当教員「地域連携窓口教員」との連携も重要となります。



（地域の窓口）  
地域学校協働活動推進員  
（コーディネーター）  
（学校の窓口）  
地域連携窓口教員

## 地域と学校の連携・協働の充実 地域と学校の体制づくり(概要版)

～コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部等整備のための参考資料～

発行：岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化財課 地域学校連携担当  
発行日：平成31年2月

本編及び概要版は下記ホームページに掲載しています。（※ダウンロード可能）

- 岩手教育情報交流ネット「@ひろば」（※要パスワード）  
<https://www2.iwate-school.jp/group/生涯学習文化財課/>
- 岩手県生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」  
<http://www2.pref.iwate.jp/~hp1595/>

※「概要版」は、被災者支援総合交付金事業「平成30年度仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」により作成しています。

岩手県

地域と学校の連携・協働の充実

# 地域と学校の体制づくり【概要版】

～コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部等整備のための参考資料～

## 社会総掛かりで教育の実現を図ります。

次代を担う児童生徒の健やかな成長のためには、学校と地域（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等）が相互にパートナーとなって社会総掛かりでの教育の実現を図ることが必要です。そこで、本県では今後、「地域とともにある学校づくり」とともに、「学校を核とした地域づくり」を進め、地域と学校の双方が地域学校協働活動を通して両輪として相乗効果を発揮できるようにし、地域と学校が連携・協働した教育振興に向けた取組が一層充実するよう取り組んでいきます。

### 学校を核とした地域づくり

- ▶ 地域の発展を担う人材育成を学校と担いあえる地域へ
- ▶ 学校の応援に留まらない、地域の教育力を活かした次世代育成へ

### 地域とともにある学校づくり

- ▶ 地域に求められる人材育成を地域と担いあえる学校へ
- ▶ 地域との交流活動から、地域の特色を活かした学校づくりへ

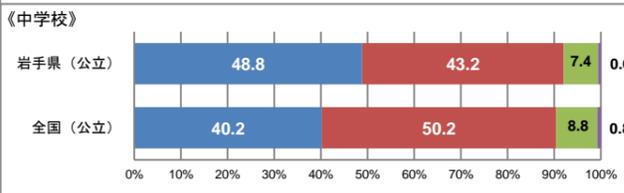
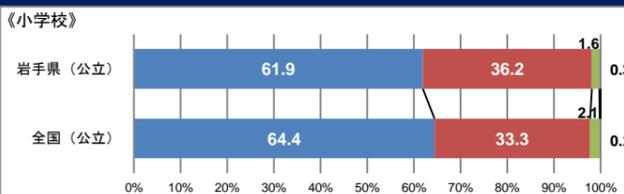


※「地域学校協働活動」：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。地域学校協働活動を通して、地域と学校の双方が両輪で相乗効果が発揮されることが期待されています。

## 適切で効果的な地域と学校の連携・協働を推進します。

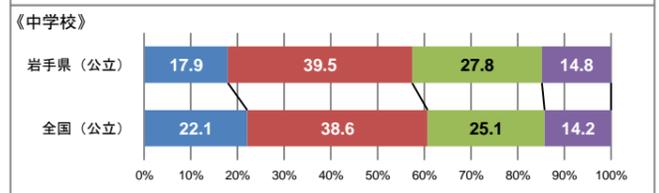
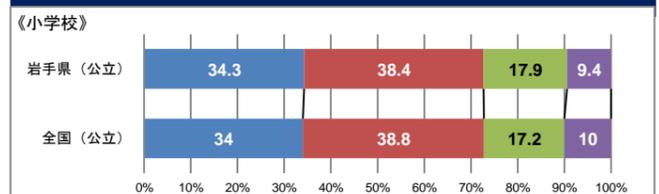
本県ではこれまで、「教育振興運動」や「いわて型コミュニティ・スクール」、「学校評議員制度」などの体制や取組により、それぞれの地域や学校の実状に応じて地域と学校の連携・協働に積極的に取り組んできました。そのことにより、多様な地域学校協働活動が取り組まれ、その活動に保護者や地域住民が積極的に参加している状況です。一方で、これまで本県で進めてきた既存の体制や取組を適切に活用した活動になりきれていない学校・地域もあり、「一部の関係者の過重負担」が懸念されています。そこで本県では、既存の体制や取組の成果を踏まえつつ、各自治体の実状に応じ、地域と学校の連携・協働がより適切で効果的になされるよう、組織的・持続的に進めることのできる体制の整備が求められています。

Q 保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事などの活動に参加していますか。



■ よく参加している ■ 参加している ■ あまり参加していない ■ 全く参加していない

Q 地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人の協働による活動を行いましたか。



■ よく行った ■ どちらかといえば、行った ■ あまり行っていない ■ 全く行っていない

平成30年度全国学力・学習状況調査【学校質問紙】

岩手県教育委員会

# 各自治体の実状に応じて、既存の体制や取組を発展・拡充して体制を整備します。

本県では既存の体制や取組がこれまで本県の地域と学校の連携・協働を支えてきた成果を再確認しつつ、「地域とともにある学校づくり」を推進するための学校における体制「学校運営協議会」（主体は学校）を核にし、同時に「学校を核とした地域づくり」を推進するための地域における体制「地域学校協働本部」等（主体は地域）を、地域や学校の実状に応じ、既存の体制や取組を積極的に活用した円滑な体制の整備を進めます。

## 既存の体制を「学校運営に必要な支援を実効的かつ円滑に実施する体制」へ！



### 「地域学校協働本部」ってなに？

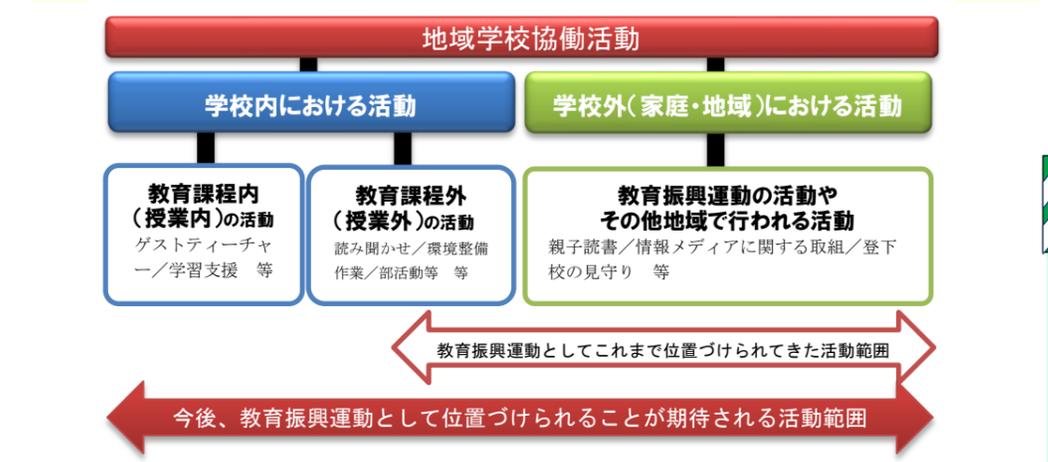
「地域学校協働本部」は、平成 27 年度の中教審の答申で提言され、学校運営協議会で話し合われた「学校運営に必要な支援（地域学校協働活動）」を実効的かつ円滑に実施するための地域の体制です。主に、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が中心となっています。

本県においても、約 64%の市町村（H30. 4 月現在）で実施され、その殆どが国の補助金を活用しています。

## 「教育振興運動(事務局)を発展・拡充」にはどのようなポイントがあるの？

本県では、県内全域で教育振興運動が学校・家庭・地域相互の連携の体制として、長い歴史の中で根付いている（※事務局は学校内にある場合と学校外にある場合がある。）ことから、「①コーディネート機能」「②多様な地域学校協働活動の展開」「③持続的な活動の展開」といった機能面に着目しながら、改めて持続的な地域の体制へと発展させたり拡充させたりするための検討を進めようとするものです。

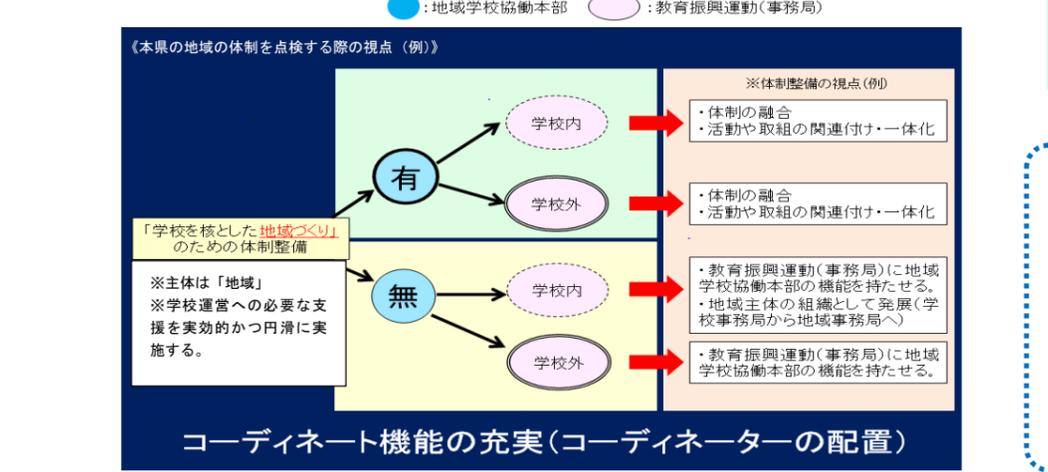
今後各自治体では、多様な「地域学校協働活動」が展開されるように、教育振興運動の組織や運営、取組内容等の再点検・見直しを図ることが期待されます。



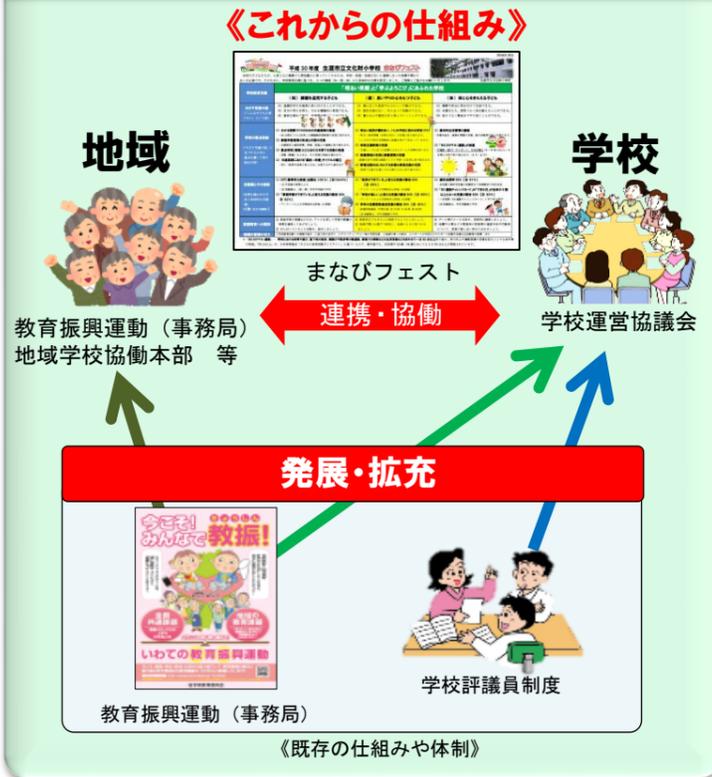
## 「教育振興運動(事務局)」や「地域学校協働本部」をどのように整理するといいの？

自治体によっては、「教育振興運動（事務局）」と「地域学校協働本部」の両方の体制がある場合があるため、それぞれを融合（必要な機能を一体化させていくこと）するか、棲み分け（組織を別のものとして、それぞれが必要な機能を果たすこと）するか等の見極めが必要です。

そこで、体制の現状を点検し、地域や学校の実状に応じて検討を進める必要があります。



## 基本的な考え方



## 連携・協働のツール

### 「まなびフェスト」を活用して連携・協働を！

「いわて型コミュニティ・スクール」は、平成 19 年度以来の本県の家庭・地域との連携・協働の取組であり、県内全ての小中義務教育学校において「まなびフェスト」を設定・活用しながら、検証可能な目標達成型の学校経営と学校評価に役立ってきました。

この取組は、これからも本県の学校教育の中核をなすものであり、今後も、「学校運営協議会」を通じた地域と学校の連携・協働をさらに推進するために活用します。

連携・協働を通じて、学校・家庭・地域社会が一体となり、めざすべき教育の実現に取り組むという理念は変わりありませんが、今後は、「いわて型コミュニティ・スクール」から「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」に、その名称も具体的な組織体制等も、市町村毎を基本に順次移行していくこととなります。

また、「まなびフェスト」は、学校経営の基本方針を、地域や保護者と共有する大切なツールとしてこれからも継続して活用を図ることとなります。

「まなびフェスト」が一方的な学校発信型に留まっているという課題も指摘されていることから、今後は、学校運営協議会の中で関係者の熟議を通じた内容等の決定・発信が大切となります。

- 地域と学校の相互理解・信頼関係を深めるために以下の点を大切にしましょう！
- ▶▶「目標・ビジョン等の共有」を行うこと  
学校運営協議会では、育てたい子供像や学校運営の目標やビジョン、具体的な取組（地域学校協働活動）等を学校と地域が共有します。
  - ▶▶「熟議」を重ねること  
熟議とは、決められた話し合いの形式ではなく、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことで、活発な議論により多くの人の意見を集め、適宜取組に反映させることができます。
  - ▶▶「役割分担」をして協働を進めること  
取組（地域学校協働活動）を進める際は、一部に過重負担とならないよう関係者で適切な役割分担をするなど工夫が必要です。
  - ▶▶校長が「マネジメント」力を発揮すること  
学校の最終責任者は校長です。教職員の役割分担・校内体制づくり、学校関係者がもつ専門性やネットワークを生かした学校運営等、校長の強いリーダーシップが求められます。

## 既存の体制を「学校運営協議会」へ！

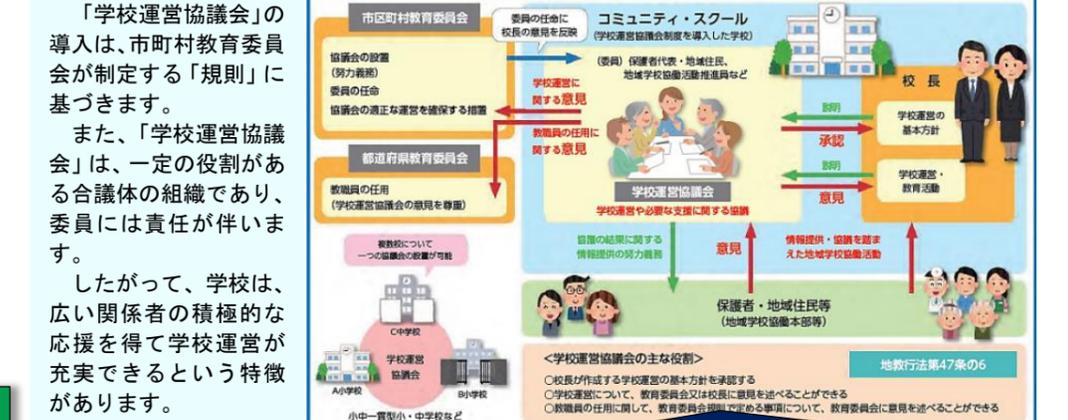
### 「学校運営協議会」ってなに？

「学校運営協議会」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6」に基づき、学校運営に関することについて広い関係者で協議し、学校運営に保護者や地域住民の声を積極的に生かし、学校が地域と一体となって特色ある学校づくりを進める学校の体制です。

なお、「学校運営協議会」を導入している学校を、「コミュニティ・スクール」といいます。



## 「学校運営協議会」にはどのような特徴があるの？



## 「学校運営協議会」の主な 3 つの役割

- ▶▶校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する。  
保護者や地域住民等の意向を当該方針に反映させることで、地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まり、学校運営の最高責任者である校長を支え、学校を応援することができます。
- ▶▶学校運営(必要な支援を含む)について、**教育委員会又は校長に意見を述べる**ことができる。  
委員からは、子供たちの教育や学校運営の当事者としての意見が得られ、学校だけでは気付くことができなかった学校の魅力や課題を共有することができます。
- ▶▶教職員の任用に関して、**教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる**ことができる。  
学校運営の基本方針を踏まえ、学校と学校運営協議会が実現しようとする教育目標等に適した教職員の配置を求めるための大切な機能です。なお、意見の範囲は、法律上「教育委員会規則」で定めることとしています。

## 「学校運営協議会」の体制整備はどのような例があるの？

本県では、比較的小規模で少人数の学校が多く、もとより、人的にも十分とはいえない地域が多いという現状があります。そのような中で、「人材不足」の課題も指摘されているところですが、そこで、「広い関係者の参画」や「学校支援を具体的に進める人材の位置づけ」等に留意しながら、自治体それぞれの地域や学校の実状に応じて体制整備を工夫することが大切です。

